

## 生産性向上特別措置法案要綱

### 第一 目的

この法律は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、新技術等実証の促進、革新的データ産業活用の促進その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講ずること等により、我が国産業の国際競争力の維持及び強化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 この法律において「革新的事業活動」とは、我が国において国際競争力を早急に強化すべき事業分野に属する事業活動であつて、当該事業分野において革新的な技術又は手法を用いて行うものをいうものとすること。

二 この法律において「新技術等実証」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいうものとす

ること。

1 新技術等（革新的事業活動において用いようとする技術又は手法であつて、当該革新的事業活動の属する事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該革新的事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下「参加者等」という。）の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

2 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合にあつては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

三 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下「政令等」という。）により規定された規制につ

いての別に政令等で定める政令等の特例に関する措置であつて、認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証について適用されるものをいうものとする。

四 この法律において「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。以下「データ」という。）を、革新的な技術又は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものをいうものとする。

（第二条関係）

### 第三 基本理念

革新的事業活動による生産性の向上は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、事業者が、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を

自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国が、生産性の向上が短期間に実現するよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うことを旨として、行わなければならないものとする事。

(第三条)

関係)

#### 第四 国の責務

一 国は、基本理念にのっとり、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を計画実行期間内に集中的かつ一体的に推進し、迅速かつ確実に実施する責務を有するものとする事。

二 国は、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策の推進に当たっては、事業者による新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組が自主的かつ積極的に行われるよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うものとする事。

(第四条関係)

#### 第五 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(第五条関係)

## 第六 革新的事業活動に関する実行計画

一 政府は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に関する施策（以下「革新的事業活動関連施策」という。）の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画を作成するものとする。

二 実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画実行期間
- 2 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針
- 3 新技術等実証の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

4 革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

5 3及び4の施策以外の革新的事業活動関連施策について重点的に講ずべき施策ごとの次に掲げる事

項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

6 その他革新的事業活動関連施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必

## 要な事項

三 二の三のハ、四のハ、五のハに掲げる「担当大臣」とは、実行計画に定められた二の三から五までに規定する施策（以下「重点施策」という。）に係る事務を分担管理する内閣法にいう主任の大臣をいうものとする。

四 内閣総理大臣は、実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

五 政府は、実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

六 政府は、平成三十年以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

七 四及び五は、実行計画の変更について準用するものとする。

八 政府は、六による評価を行ったときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。

九 政府は、六の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作

成し、国会に提出するものとする。

(第六条関係)

#### 第七 担当大臣の責務

担当大臣は、重点施策を、その実施期間内に、実施するものとする。

(第七条関係)

#### 第八 新技術等実証の実施に関する基本的な方針

政府は、計画実行期間内において新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定め、これを公表するものとする。

(第八条関係)

#### 第九 新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求め

一 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができるものとする。

二 主務大臣は、新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び新たな規制の特例措置の内容を、当該求めをした者に通知するとともに公表するものとする。

三 主務大臣は、新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認め



るときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

四 主務大臣は、新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会委員会の意見を聴くものとする。

(第九条関係)

#### 第十 解釈及び適用の確認

新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、実施しようとする新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定（以下「新技術等関係規定」という。）

の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができることとし、主務大臣は、遅滞なく、求めをした者に回答するものとする。

(第十条関係)

#### 第十一 新技術等実証計画の認定等

一 新技術等実証を実施しようとする者は、新技術等実証計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その新技術等実証計画が適切である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された新技術等実証計画について、革新的事業活動評価委員会の意見を聴き、当該

計画が適切なものであると認めるときは、その認定をするとともに、その内容を公表するものとする  
と。

三 主務大臣は、新技術等実証計画の認定をしたときは、二の認定を受けた者（以下「認定新技術等実証実施者」という。）に対し、認定証を交付するものとし、認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、認定証を提示しなければならないものとする。

四 認定新技術等実証実施者は三の同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告するものとする。

五 二の認定を受けた新技術等実証計画（以下「認定新技術等実証計画」という。）の変更、認定の取消しについて規定すること。  
（第十一条から第十三条まで関係）

## 第十二 情報の提供等

主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。  
（第十四条関係）

## 第十三 政令等で規定された規制の特例措置

認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証については、政令によ

り規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする。 (第十五条関係)

#### 第十四 新技術等実証関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、新技術等実証関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定、保険料率の引下げ等の措置を講ずるものとする。 (第十六条関係)

#### 第十五 新技術等実証に関する中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定新技術等実証計画に従つて新技術等実証を実施するために株式会社を設立する又は資金の調達を図るために発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式を保有することができるものとする。 (第十七条関係)

#### 第十六 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新技術等実証円滑化業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小企業基盤整備機構」という。)は、認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて新技術等実証の実施に必要な資金を調達するために発行する社債

及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとする。

(第十八条関係)

#### 第十七 規制の特例措置の見直し及び規制改革の推進

一 規制の特例措置の整備を行った主務大臣は、認定新技術等実証実施者からの報告を踏まえ、政令等により規定された規制の特例措置について、必要があると認める時は、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

二 主務大臣（規制の特例措置を整備した大臣並びに新技術等関係規定に係る法律又は政令等を所管する大臣に限る。）は、新技術等に関する規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(第十九条及び第二十条関係)

#### 第十八 革新的データ産業活用に関する指針

総務大臣及び経済産業大臣は、計画実行期間内における革新的データ産業活用に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(第二十一条関係)

## 第十九 革新的データ産業活用計画の認定等

一 革新的データ産業活用を実施しようとする事業者は、その実施しようとする革新的データ産業活用に関する計画（以下「革新的データ産業活用計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された革新的データ産業活用計画について、必要に応じて革新的事業活動評価委員会の意見を聴き、当該計画が適切なものであると認めるときは、その認定をするとともに、その概要を公表するものとする。

三 主務大臣は、認定に当たって必要があると認めるときは、提出された革新的データ産業活用計画について調査を行うことができるものとする。

四 主務大臣は、提出された革新的データ産業活用計画において用いられるデータに個人情報が含まれる場合であつて、政令で定める場合に該当すると認めるときは、個人情報保護委員会に協議するものとする。

五 二の認定を受けた革新的データ産業活用計画（以下「認定革新的データ産業活用計画」という。）の

変更、認定の取消し等について規定すること。

(第二十二條及び第二十三條關係)

第二十 革新的データ産業活用関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険關係であつて、革新的データ産業活用関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定、保険料率の引下げ等の措置を講ずるものとする事。

(第二十四條關係)

第二十一 中小企業基盤整備機構の行う革新的データ産業活用円滑化業務

中小企業基盤整備機構は、第十九の二の認定を受けた者(以下「認定革新的データ産業活用事業者」という。)が認定革新的データ産業活用計画に従つて革新的データ産業活用を実施するために必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとする事。

(第二十五條關係)

第二十二 国の機関等に対するデータの提供の求め及びその手数料

一 認定革新的データ産業活用計画に従つて実施される革新的データ産業活用のうち、データを収集及び整理をし、他の事業者を提供するものを行おうとする認定革新的データ産業活用事業者であつて、総務

大臣及び経済産業大臣が定めるデータの安全管理に係る基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者は、国の機関又は公共機関等の保有するデータを必要とするときは、主務大臣に対し、当該データの提供を求めることができるものとする。

二 データの提供を受ける者は政令で定める額の手数料を納めるものとする。

(第二十六条及び第二十七条関係)

第二十三 独立行政法人情報処理推進機構の行う業務等

一 独立行政法人情報処理推進機構（以下「情報処理推進機構」という。）は認定産業データ活用事業者の依頼に応じて、データの安全管理に関する情報の提供、その他必要な協力の業務を行うものとする。

二 主務大臣は第十九の三の調査及び第二十二の一の確認をするために必要な調査を情報処理推進機構その他データの安全管理に関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該調査を確実に実施することができる法人（以下「情報処理推進機構等」という。）に行わせることができるものとする。

(第二十八条関係)

## 第二十四 課税の特例

認定革新的データ産業活用計画に従って実施される革新的データ産業活用を行う認定革新的データ産業活用事業者が、当該革新的データ産業活用の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェアについては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。

(第二十九条関係)

## 第二十五 報告及び検査

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、情報処理推進機構等に対して業務に関する報告を求め、又はその職員に、情報処理推進機構等の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする事。

(第三十条関係)

## 第二十六 革新的事業活動評価委員会

次に掲げるものを行うため、内閣府に、革新的事業活動評価委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする事。

- 1 新技術等実証に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価



2 新技術等実証計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価

3 革新的データ産業活用計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価

4 1から3までの評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項 (第三十一条関係)

## 第二十七 所掌事務

一 委員会は、この法律の規定によりその権限に属された事項を処理するものとする。

二 委員会は、一の事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができるものとし、主務大臣は、当該勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならないものとする。

(第三十二条関係)

## 第二十八 委員

委員会の委員は、内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。

(第三十三条関係)

## 第二十九 報告の徴収等

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは

革新的データ産業活用計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができるものとする  
こと。  
(第三十四条関係)

### 第三十 政令への委任

この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は政令で定めるものとする。

(第三十五条関係)

### 第三十一 導入促進指針

経済産業大臣は、中小企業者の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、措置又はプログラムであつて、それを早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なもの（以下「先端設備等」という。）の導入の促進に関する指針（以下「導入促進指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

(第三十六条関係)

### 第三十二 導入促進基本計画への同意等

一 市町村は、導入促進指針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画（以下「導入促進基本計画」という。）を作成し、これを経産業大臣に協議して、その同意を求めることができるものと

すること。

二 経済産業大臣は、提出された導入促進基本計画が適切なものであると認めるときは、その同意をするものとし、市町村は導入促進基本計画が同意を得たときは、これを公表するものとする。

三 同意を得た導入促進基本計画の変更、認定の取消し等について規定すること。

(第三十七条及び第三十八条まで関係)

### 第三十三 市町村に対する情報の提供等

一 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び第三十二の二による同意をした導入促進基本計画（以下「同意導入促進基本計画」という。）の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報並びに市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。

二 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うものとする。

(第三十九条関係)

### 第三十四 先端設備等導入計画の認定等

一 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下「先端設備等導入計画」という。）を作成し、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができるものとする。

二 特定市町村は、提出された先端設備等導入計画が適切なものであると認めるときは、その認定をするとともに、経済産業大臣にその旨を通知するものとする。

三 認定を受けた先端設備等導入計画の変更、認定の取消し等について規定すること。

（第四十条及び第四十一条関係）

### 第三十五 先端設備等導入関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定、保険料率の引下げ等の措置を講ずるものとする。

（第四十二条関係）

### 第三十六 資金の確保

国は、認定事業者が本法で支援する事業活動を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(第四十三条関係)

### 第三十七 経営改革の促進のための措置

国は、事業者において、機動的かつ的確な経営判断が行われるよう、事業者における経営改革を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第四十四条関係)

### 第三十八 研究開発の推進等に係る事業環境の整備

国は、研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化に必要な事業環境の整備を行うよう努めるものとする。

(第四十五条関係)

### 第三十九 人材の確保の円滑化のための施策

国は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び事業者と緊密な連携協力を図り、事業者における人材の確保の円滑化のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(第四十六条関係)

### 第四十 革新的事業活動の促進に資する社会資本の整備

国は、革新的事業活動の促進に資する電気通信システムその他の社会資本が整備されるよう努めるもの

とすること。

(第四十七条関係)

第四十一 経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資についての配慮

国は、環境の保全、エネルギーの使用の合理化その他の経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資が促されるよう配慮するものとする。

(第四十八条関係)

第四十二 中小企業者に対する施策の総合的推進

国、地方公共団体及び中小企業基盤整備機構は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動又は先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、必要な経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(第四十九条関係)

第四十三 報告の徴収

本法に基づく報告徴収について所要の規定を設けること。

(第五十条関係)

第四十四 協力体制の整備等

国の関係行政機関は、革新的事業活動の促進に関する施策の推進に当たっては、関連する施策との連携

を図るため、必要な協力を行うものとする。

(第五十一条関係)

#### 第四十五 主務大臣等

この法律における主務大臣、権限の委任等について定めること。

(第五十二条及び第五十三条関係)

#### 第四十六 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

(第五十四条から第五十六条まで関係)

#### 第四十七 附則

一 この法律の施行期日及び廃止に関する必要な規定を設けること。

(附則第一条及び第二条関係)

二 第二十八の委員会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができるとすること。

(附則第三条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第四条から第七条まで関係)

四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

(附則第八条関係)